

各計画との位置付け

横須賀市地域福祉計画 概要版

平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度）

◎ 基本構想・基本計画・実施計画との関係

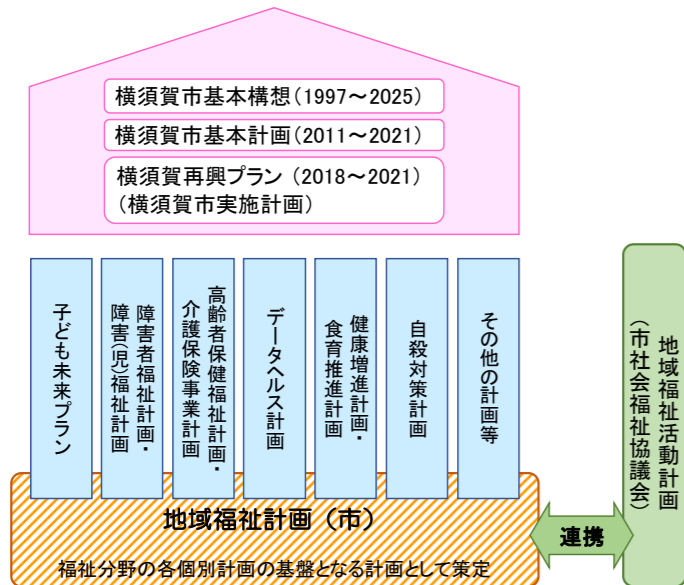
地域福祉計画は、本市の基本構想・基本計画に掲げるまちづくり政策の目標の一つである「健康でやさしい心のふれあうまち」を実現するための福祉分野の基盤となる計画です。

また、本市の市民憲章や横須賀市地域で支える条例で目的として掲げる「地域住民が支え合い、安心して暮らせる社会」の具現化に取り組みます。

◎ 横須賀市社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との関係

本市は、住民同士の助け合い活動の輪が広がっていくよう直接的に働き掛け、支援します。

また、横須賀市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画の促進についても、地域福祉を促進する車の両輪として引き続き支援していきます。



◎ 福祉分野の個別計画との関係

地域福祉計画は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、地域の支え合い機能の強化、多様な担い手の育成・参画、住民に身近な地域での包括的な支援体制の整備などの施策の方向性を示します。

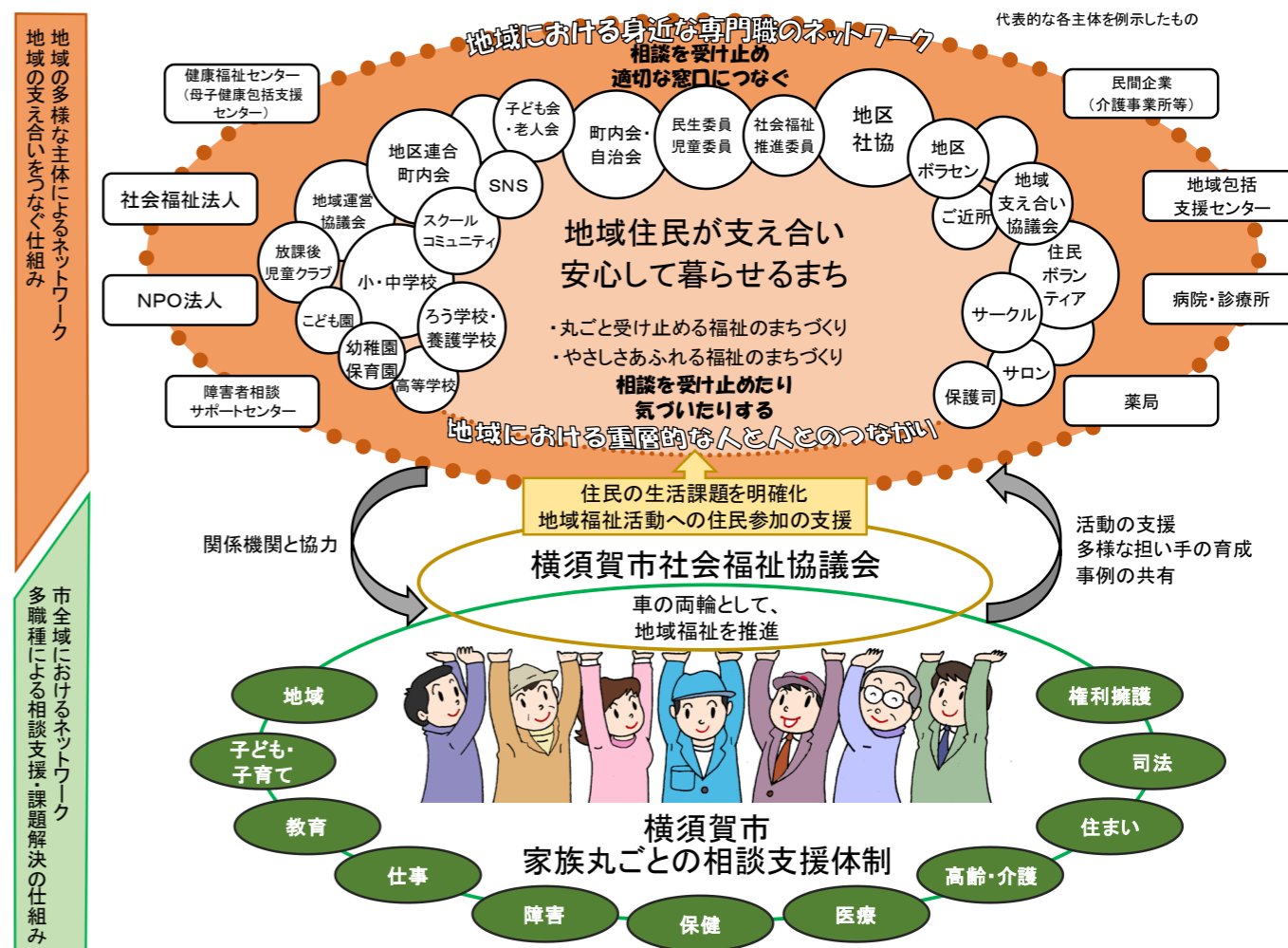
基本理念

「誰も一人にさせないまち横須賀」の実現

全ての住民が多様性を認め合い、身近な日々の暮らしの場である地域社会で重層的につながり、支え合いながら安心して暮らすことができる地域の実現を目指します。

また、地域福祉計画の策定を契機として、住民が地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、自分らしい生活を送ることができるように支援の輪をつなげ、「誰も一人にさせないまち横須賀」の実現を目指します。

横須賀市の「地域福祉」のイメージ



計画期間

平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度）

連絡先 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市福祉部福祉総務課
電話 046-822-8267 ファクス 046-822-2411
e-mail hwg-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

この冊子は音声コード（SPコード）付きです。
右のコードを専用の読上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。

計画の体系

基本理念…誰も一人にさせないまち横須賀

基本目標

施策の方向性

施策の展開

1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり

(1) 地域の支え合い機能の強化 ～他人事を我が事にえていく取り組み～

既存の制度による解決が困難な課題や、複合的な課題・複雑な事情を抱える人や家庭に関する相談を丸ごと受け止め、地域の多様な主体の連携により適切な支援機関につなぎ、課題解決を図るネットワークの形成を促進します。

① 地域における支え合い機能の充実

◎ 地域支え合い団体の設立支援 ◎ 地域支え合い団体の活動支援

② 地域における見守り体制の強化

◎ 地域の見守り体制の強化

③ 地域福祉活動のネットワークの形成

◎ 地域の多様な主体によるネットワークの形成
◎ 地域の多様な主体によるネットワーク活動の支援

④ 地域における健康づくり・
介護予防活動の推進

◎ 地域における健康づくりの推進 ◎ 介護予防活動の取り組みの推進

(2) 多様な担い手の育成・参画 ～支え手と受け手の垣根を超える取り組み～

福祉教育の推進等を通じた地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、支え手と受け手の垣根を超え、日常生活において困り事を抱えたときに地域の中で解決できる仕組みづくりを進めます。

また、福祉の各分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

① 地域の担い手の育成・参画

◎ 地域の支え合い活動に関する担い手の養成
◎ ボランティアの養成及び活躍の推進 ◎ 学校教育における福祉教育の充実

② 福祉人材の育成・確保

◎ 福祉人材の育成 ◎ 福祉人材の確保
◎ 雇用環境の改善に向けた取り組みの推進

③ 災害時ボランティアセンターの設置

◎ 災害時ボランティアセンターの受け入れ体制の整備

(3) 包括的な支援体制の整備

地域におけるネットワークでは解決できない課題については、家族丸ごとの相談支援体制で受け止め、解決につなぎます。

また、解決につながった事例を地域の多様な主体によるネットワークで共有するための支援を行います。

① 相談支援体制の強化

◎ 高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの構築
◎ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◎ 地域生活支援拠点等の整備
◎ 障害児支援の提供体制の整備 ◎ 子ども・子育ての支援体制の整備

② 家族丸ごとの相談支援体制の検討

◎ 家族丸ごとの相談支援体制の構築

③ 自立に向けた支援

◎ 障害者に対する就労支援 ◎ 子どもに対する学習支援
◎ 犯罪をした人等に対する社会復帰支援

④ 権利擁護の推進

◎ 人権教育・啓発の推進 ◎ 虐待防止の取り組み ◎ 成年後見制度の利用促進

2 やさしさあふれる福祉のまちづくり

(1) 心のバリアフリーの推進

地域福祉は、全ての人のためにみんなで支え合って進めていくものです。

そのためには、多様性を認め合い、地域住民相互の連帯や心のつながりを築くという「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という考え方のもと、他人に対する思いやりや多様性を受け止める意識の醸成といった心のバリアフリーを推進します。

① 他人に対する思いやりの心の醸成

◎ 福祉教育の推進

② 多様性を受け止める意識の醸成

◎ 外国人に対する支援
◎ L G B T s など性的マイノリティに対する支援

③ 誰もが情報を共有しやすい
情報発信の推進

◎ 手話通訳者・要約筆記者等の養成
◎ やさしい日本語、分かりやすい表現の使用

